

褒賞規定

第1条

本規定は、「社団法人習志野青年会議所運営規則」第15条の規定に基づき、青年会議所運動の発展や高揚を図り、この法人に貢献した、個人、法人団体及び委員会に対して褒賞及び表彰(以下褒賞という)の方法を定めることを目的とする。

第2条 褒賞委員会の委員長並びに委員は正会員の中から理事長が推薦し、総会の承認を得なければならない。褒賞の推薦母体は、理事及び委員長とする。

各区推薦母体は、所定の申請書を所定の期日までに褒賞委員会に提出する。

第3条

褒賞は、原則として本年度における功績に対して行う。

褒賞委員会は、提出された書類を審査の上、その結果の全てを理事会に報告する。

褒賞及び申請期日の決定は、理事会が行う。但し、理事会の決議により、褒賞決定のための特別委員会をおくことが出来る。

第4条

褒賞の受賞者への授与は、忘年例会において行う。

第5条

褒賞の種類は下記のとおりとする。

団体賞

最優秀委員会賞 1委員会

優秀委員会賞 1委員会

個人賞

最優秀 JAYCEE 賞 1名

優秀 JAYCEE 賞 2名以内

ベビー JAYCEE 賞 1名(新人賞)

(前年度7月1日より当該年度6月末日までの入会者)

功労賞……………若干名

皆勤賞……………総会・例会出席100%の者

但し、これ等の他、特別表彰を設けることが出来る。

第6条

褒賞受賞者には、賞状又は表彰状を贈る。その他、理事会の決定により記念品を贈ることも出来る。

第7条

褒賞申請には次の書類を所定の期日までに褒賞委員会に提出するものとする。

(1)申請書。

(2)褒賞を受けようとする内容を詳細に説明するに足る書類。(企画、経過、結果について)

(3)その他、写真、基準点数等参考資料。

第8条

基準点数は、次の通りとする。

1.JCI ワールドコンGRESS、JCI アジアコンファレンス出席 50点

2.全国会員大会出席 30点

3.地区会員大会出席 30点

4.ブロック会員大会出席 30点

5.他のブロック会員大会出席 30点

6.認承証伝達式、その他記念式典出席 20点

7.総会出席 20点

但し、委任状出席の場合は 5点

8.全会員を対象とした事業出席 30点

9.勉強会、小委員会出席 20点

10.新入会員の推薦 20点

11.他のJCの会合出席 10点

12.例会出席 10点

13.委員会出席 10点

14.その他必要と認められた会合出席については、その都度、褒賞委員会で協議の上、理事会の議決を経て決定する。

付則

1.本規則は、昭和62年10月21日より施行する。

2.平成12年8月2日一部改正、平成13年1月1日より施行

3.平成13年9月5日一部改正、平成14年1月1日より施行